

イランに対する攻撃の即時停止と平和的解決および経済安定を 求める意見書

去る 2026 年 2 月 28 日、米国とイスラエルによるイランへの大規模な攻撃が開始された。この攻撃はイラン全土に及び、最高指導者ハメネイ師の命を奪う事態にまで発展している。

このような力による現状変更は、武力による威嚇と行使を禁じた国連憲章第 2 条 4 項に明確に違反する行為であり、国際法の専門家からも重大な「侵略」であるとの厳しい批判がなされている。また、イラン南部での女子小学校破壊による児童の犠牲など、深刻な国際人道法違反の疑いも生じている。

さらに、この武力紛争は日本及び世界経済に深刻な打撃を与えつつある。イランが攻撃への対抗措置として、ホルムズ海峡を実質的封鎖した場合、エネルギー価格の急騰を招く「世界的なエネルギーショック」が発生する。

日本においては、原油価格の上昇による「イラン紛争発インフレ」が国民生活を襲う最悪のシナリオが懸念されている。エネルギー価格の高騰が定着すれば、さらなる円安の加速や物価高騰を招き、地域経済や住民生活を根底から破壊しかねない。

よって、住民の生命と生活を守る立場から、政府に対して以下の事項を強く働きかけるよう要請する。

記

1. 武力攻撃の即時停止と自製の要求

米国、イスラエルおよびイランに対し、これ以上の犠牲と戦争の拡大を防ぐため、直ちに攻撃を停止し、最大限の自制を行うよう毅然と求めること。

2. 国際法の遵守と平和的解決の主導

力による現状変更を認めず、国連憲章や国際人道法を遵守し、外交による平和的解決の道へ戻るよう国際社会と連携して主導的な役割を果たすこと。

3. エネルギー供給の安定と国民生活を守る経済対策

ホルムズ海峡の実質的封鎖に伴うエネルギー危機に対し、資源の安定確保に全力を挙げるとともに、エネルギー価格や物価高騰から住民生活および地域経済を守るため、さらに万全な対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 13 日

埼玉県比企郡鳩山町議会

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
外務大臣	茂木	敏充	様
経済産業大臣	赤澤	亮正	様